

農業災害対策資金利子補給等補助金交付要綱

	知	事	通	知
制定	平成	2年10月	2日付農経第	806号
改正	平成	2年12月19日付農経第	1140号	
改正	平成	3年11月19日付農経第	1024号	
改正	平成	3年11月19日付農経第	1025号	
改正	平成	3年12月20日付農経第	1259号	
改正	平成	4年 1月29日付農経第	1338号	
改正	平成	4年 3月13日付農経第	1614号	
改正	平成	5年10月 6日付農経第	806号	
改正	平成	5年11月 1日付農経第	945号	
改正	平成	5年11月25日付農経第	1099号	
改正	平成	6年 1月26日付農経第	1457号	
改正	平成10年11月 2日付農経第	740号		
改正	平成10年12月16日付農経第	880号		
改正	平成11年 1月 6日付農経第	940号		
改正	平成11年 1月27日付農経第	1013号		
改正	平成11年 2月12日付農経第	1073号		
改正	平成11年 2月17日付農経第	1104号		
改正	平成11年 2月22日付農経第	1156号		
改正	平成12年11月14日付組	第 497号		
改正	平成12年12月 8日付組	第 546号		
改正	平成12年12月13日付組	第 560号		
改正	平成12年12月18日付組	第 572号		
改正	平成13年 1月26日付組	第 633号		
改正	平成13年 2月 1日付組	第 642号		
改正	平成13年 2月 9日付組	第 658号		
改正	平成13年 2月21日付組	第 678号		
改正	平成13年 2月26日付組	第 690号		
改正	平成13年 3月 9日付組	第 721号		
改正	平成13年 3月14日付組	第 736号		
改正	平成13年 3月19日付組	第 753号		
改正	平成13年 4月 2日付組	第 36号		
改正	平成16年 9月29日付組	第 257号		
改正	平成16年10月21日付組	第 284号		
改正	平成16年11月18日付組	第 323号		
改正	平成16年12月22日付組	第 361号		
改正	平成17年 1月24日付組	第 403号		
改正	平成17年 2月21日付組	第 446号		
改正	平成17年 3月18日付組	第 505号		
改正	平成17年 3月25日付組	第 523号		
改正	平成17年 4月20日付組	第 29号		
改正	平成20年10月15日付組	第 242号		
改正	平成30年 8月10日付組	第 160号		
改正	平成30年 8月10日付組	第 160号		
改正	平成31年 3月20日付組	第 370号		

(趣 旨)

第1条 知事は、暴風雨、豪雨等の災害により被害を受けた農業者の経営の再建及び安定に資するため、別に定める融資要綱に基づき農業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫資金又は農業災害対策資金を融通した融資機関、債務保証した岡山県農業信用基金協会（以下、「基金協会」という。）又は借受者に利子補給、保証料助成又は利子助成を行う市町村に対し、予算の範囲内において、利子補給補助金、保証料助成補助金又は利子助成補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象、補助率等)

第2条 補助金の補助対象事業及び補助率等は別表に定めるところによる。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における資金の種類及び補助率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数（365日）で除して得た額。）に、前条に規定する補助率を乗じて得た額、又は計算期間中に到来する各約定償還日又は当該計算期間の期末における農業災害対策資金債務保証残高の最高額（延滞額を除く。以下「保証残高最高額」という。）に、前条に規定する市町村の助成率を年間の日数（365日）で除して得た率及び当該計算期間における各約定償還日又は期末までの経過日数を乗じて得た額（ただし、約定償還日が毎月到来する場合は、計算期間中に到来する各約定償還日又は当該計算期間の期末における保証残高最高額に、第2条に規定する保証料助成率を年間の月数（12月）で除して得た率及び当該計算期間における各約定償還日までの経過日数を各約定償還日間の日数で除して得た率を乗じて得た額）の合計額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、翌年の2月末日までに正副2部を知事に提出しなければならない。ただし、市町村利子補給等規程の写しについては、利子補給等の対象となった災害に係る2回目以降の申請については、省略することができる。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 市町村利子補給等規程の写し

(報告及び調査)

第5条 この要綱の補助対象となる市町村の利子補給等事業、又は当該利子補給等事業の対象となる融資に対し、知事が、報告を求めた場合又はその職員をして当該利子補給等事業もしくは融資に関する帳簿書類を調査することを必要とした場合は、当該市町村はこれに協力しなければならない。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第6条 市町村及び融資機関は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(書類の経由)

第7条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄県民局長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年10月2日から施行する。
- 2 この要綱は、平成3年11月19日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、平成5年10月6日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 4 この要綱は、平成5年10月20日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 5 この要綱は、平成5年11月20日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 6 この要綱は、平成6年1月25日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 7 この要綱は、平成10年11月2日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 8 この要綱は、平成10年12月16日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 9 この要綱は、平成11年1月6日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 10 この要綱は、平成11年1月27日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 11 この要綱は、平成11年2月12日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 12 この要綱は、平成11年2月17日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 13 この要綱は、平成11年2月22日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 14 この要綱は、平成12年11月14日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 15 この要綱は、平成11年12月8日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 16 この要綱は、平成12年12月13日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 17 この要綱は、平成12年12月18日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。

- 18 この要綱は、平成13年1月26日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 19 この要綱は、平成13年2月1日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 20 この要綱は、平成13年2月9日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 21 この要綱は、平成13年2月21日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 22 この要綱は、平成13年2月26日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 23 この要綱は、平成13年3月9日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 24 この要綱は、平成13年3月14日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 25 この要綱は、平成13年3月19日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 26 この要綱は、平成13年4月2日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 27 この要綱は、平成16年9月29日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 28 この要綱は、平成16年10月21日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 29 (1) この要綱は、平成16年12月20日から適用する。ただし、平成16年台風23号災害資金の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については平成16年12月22日から適用する。
(2) 平成16年12月20日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 30 この要綱は、平成17年1月24日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 31 この要綱は、平成17年2月21日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 32 この要綱は、平成17年3月18日から適用する。ただし、同日前の利子補給承認又は貸付決定に係る融資分については、なお従前の例による。
- 33 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 34 この要綱は、平成17年4月20日から適用する。
- 35 この要綱は、平成20年10月1日から適用する。
- 36 この要綱は、平成30年8月10日から適用する。
- 37 この要綱は、平成31年3月20日から適用する。